

長野市社会福祉協議会

「地域たすけあい事業」のケアプラン記載内容の変更について

従来



- 民間サービスとして、ケアプランへ記載
種別: インフォーマルサービス
- 全市一律の料金・支援内容
内容: 福祉有償運送 + 家事援助

今後

段階的に介護保険事業として「財源移行」し、地区の希望があれば「支援内容を再編」

① 令和4年度末までに、全地区を段階的に財源移行

介護財源へ移行

⇒

■ 総合事業のサービスとして、ケアプランへ記載



種別: 総合事業(その他の生活支援サービス)

- 料金・支援内容は変更せず、従来どおり

内容①: 福祉有償運送 + 家事援助

*モデル5地区(小田切、七二会、戸隠、中条、芋井)は、R4.1時点で移行済
移行(予定)時期=7/1~小田切、12/1~七二会、1/1~戸隠、中条、芋井

② 各地区での検討・調整が進み、再編を決定すれば、支援内容を追加可能

支援内容を再編

⇒

■ 総合事業のサービスとして、ケアプランへ記載



種別: 総合事業(その他の生活支援サービス)

■ 地区ごとの支援内容・料金設定に変更

内容②: 福祉有償運送 + 家事・生活・移動支援

◆ 地域のニーズ、支援者の有無を検討した上で、住民同士の支えあい(生活支援)を幅広く支援

◆ 家事・生活支援に付随してマイカー等を利用した移動支援も可能

注)住民の支えあい・有償ボランティアの仕組みで、サービスを提供する事業ではありません。

*モデル4地区(小田切、七二会、戸隠、中条)はR4.1時点で再編済(予定)

【 ケアマネジャーの皆様への協力依頼 】

1. 財源移行した地区では、「総合事業のサービス」となり、ケアプランへの記載が必須となります。
2. 各地区の財源移行予定に合わせ、段階的に、ケアプラン記載方法の説明会を行う予定です。後日、開催のご案内を行いますので、各事業所 1名以上のご参加をお願いします。
3. 移行・再編の事務手続きとして、各地域包括支援センターから担当ケアマネジャーへ、ケアプランへの記載を依頼しますので、以後の継続的な記載をお願いします。
4. 地区ごとに、支援内容や料金体系、事業名(愛称)も変わりますので、ご確認ください。

説明会を本通知に代えさせていただきます

居宅介護支援事業所向け 新地域たすけあい事業説明資料

新地域たすけあい事業の総合事業への移行に伴う対応について

1. 新地域たすけあい事業（以下、「新事業」）のケアプランへの記載について

担当する利用者について、要支援・要介護認定があり地域たすけあい事業を利用していた場合は、ケアプランへの記載が必要になります。移行事務の中で、地域包括支援センターから記載依頼・確認の連絡を行います。

* ケアプランへの記載方法の詳細については、別途に郵送済みの「記載例」をご確認ください。

A. 従来の「地域たすけあい事業」

福祉有償運送（福祉自動車）、家事援助をインフォーマルサービスとしてケアプランに記載

↓ 総合事業への移行（地区ごとに時期が変わります）

B. 総合事業へ移行後、サービス内容に変更がない地区について

福祉有償運送 = 日常生活上で必要な移動支援（通院限定）として「福祉有償運送」と記載
家事援助 = " 家事支援として「生活（家事）支援」と記載

↓ 地区ごとに検討し、支援内容を追加した場合（追加の可否・時期は地区次第）

C. 総合事業へ移行後、サービス内容が追加された地区について

福祉有償運送 = 日常生活上で必要な移動支援（通院限定）として「福祉有償運送」と記載
家事援助 = " 家事支援として「生活（家事）支援」と記載
追加) 生活支援 = " 生活支援として「生活（家事）支援」と記載
追加) マイカー移動支援（有償） = 生活上で必要、社会参加のために必要な移動支援として、
生活支援に付随した「生活（家事）移動支援」と記載
追加) " （無償） = 生活上で必要、社会参加のために必要な移動支援として、
「無償運送」と記載

2. 地区ごとの移行作業の開始時期について（大岡地区は、たすけあい事業がなく対象外）

移行済み

B. 支援内容が変わらない地区 芋井地区
C. 支援内容が追加された地区 小田切・七二会・戸隠・中条地区

R4.1月開始

移行後「B. 支援内容が変わらない」となる地区
吉田・浅川・松代・川中島・信州新町・鬼無里・三輪・更北・信更
若槻・安茂里地区

R4.3~4月開始

移行後「B. 支援内容が変わらない」となる地区
第一・第二・第三・第四・第五・芹田・古牧・大豆島・古里・柳原
長沼・若穂・豊野・篠ノ井地区

R4.7月開始

移行後「B. 支援内容が変わらない」となる地区 朝陽

3. 新事業のみを継続利用する場合の地域包括支援センターへの連絡

新事業を利用し、ケアプランへ記載していた利用者が予防給付・介護給付サービスの利用を終了した場合、地域包括支援センターが引継ぎ、新事業だけのケアプランを作成しますので、居宅介護支援事業所のケアプラン終了時に、地域包括支援センターへご連絡をお願いします。

4. 「ケアプラン作成・追記依頼～報告」までの流れ

- ① 住民が「新地域たすけあい事業」の利用を希望し、各地区の地域たすけあい事業コーディネーター（以下、「社協C○」）に相談すると、事業説明、利用者登録が行われる。
- ② 利用登録者が65歳以上（第2号被保険者を含む）であれば、社協C○から、地区担当の地域包括支援センター（以下、「地域包括」）へ連携票が提出される。地区担当の地域包括で振分けを行い、一部は居宅介護支援事業所の担当ケアマネジャー（以下、「担当ケアマネ」）に、ケアプランへの記載依頼を行う。

* 介護保険の認定状況・担当ケアマネの有無を確認し、各担当者へ振り分ける

【担当ケアマネに記載依頼を行う場合】

A 要支援・要介護認定があり、サービス利用中の方

⇒ 地域包括から担当ケアマネに、ケアプランへの追記・今後の記載を依頼

B 要支援・要介護認定があり、現在、サービス利用がない方

⇒ 地域包括がアセスメントを実施した結果、介護保険サービス利用の必要があった場合には、新たにケアマネジメント契約を行った担当ケアマネにケアプランへの記載を依頼

C 介護保険認定のない方

⇒ 地域包括がアセスメントを実施した結果、介護保険サービス利用の必要があった場合には、新たにケアマネジメント契約を行った担当ケアマネにケアプランへの記載を依頼

注意

新地域たすけあい事業を、介護保険サービス（その他生活支援のサービス）としてケアプランに記載しますが、サービス担当者会議に社協C○を呼ぶことは不要です。また、社協C○へのケアプランの交付も不要ですので、ご注意ください。

③ 担当ケアマネは、ケアプランに記載したことを地域包括へ報告

* 新地域たすけあい事業について、ケアプランへの記載報告は、一度だけで構いません。報告以降は、忘れずにケアプランへの記載を継続し、利用サービスの変更があった場合には記載内容の変更をお願いいたします。

④ 地域包括から社協C○へ、ケアプランへの記載完了を報告

事務連絡
令和4年3月31日

各 都道府県介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

科学的介護情報システム（LIFE）の受託事業者変更に伴う
お問い合わせフォーム等の一部機能の停止及び今後の対応について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年4月1日より科学的介護情報システム（LIFE）の受託事業者が変更することに伴い、お問い合わせフォーム等の一部機能の停止及び今後の対応について、下記のとおりお知らせいたしますので、管内市町村、介護サービス事業所及び関係団体等への周知をお願いいたします。

【本件連絡先】

TEL：03-6812-7823

※受付時間：平日 10:00～16:00（年末年始を除く。）

記

1. お問い合わせフォームの一時閉鎖について

各事業所からの LIFE の機能全般や新規利用申請に関するお問い合わせについては、現在、「科学的介護情報システム（LIFE）に関するお問い合わせの受付体制について」（令和3年9月27日付け事務連絡）（※1）でお示したメールアドレス（life@toshiba-sol.co.jp）又は LIFE ホームページ（※2）に設けているお問い合わせフォームにおいて受け付けていますが、受託事業者の変更に伴う作業のため、上記メールアドレスによる受付を3月末日に終了するとともに、4月1日よりお問い合わせフォームによる受付を一時停止いたします。関係者の皆様にはご不便をおかけしますが、休止の間は LIFE ホームページに掲載の FAQ 等をご参照頂き、ご対応頂きますようお願い申し上げます。

お問い合わせフォームの受付再開は5月中旬を見込んでおりますが、詳細な日程については、追ってLIFE ホームページのお知らせ欄にてご連絡いたします。

また、お問い合わせフォームの受付再開後にいただいたご質問等への回答につきましては、しばらくの間、これまでよりもご回答までに日数を要することが想定されますので、あらかじめご了承ください。

なお、お問い合わせフォームの一時停止等により、LIFE へのデータ提出が困難となった場合については、「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3) (令和3年3月26日)」(※3) 問16における「システムトラブル等により提出ができなかった場合」に該当し、LIFE の関係加算を算定することは可能であることを申し添えます。

2. 様式情報出力機能の一時利用不可について

LIFE に登録された様式情報については、LIFE ホームページの「様式情報出力」ボタンの押下により、PDF ファイルとして出力することが可能ですが、受託事業者の変更に伴う作業のため、この様式情報出力機能が4月1日より一時的に利用できなくなります。様式情報出力の再開は4月下旬を見込んでおりますが、詳細な日程については、追ってLIFE ホームページのお知らせ欄にてご連絡いたします。

(※1) 科学的介護情報システム (LIFE) に関するお問い合わせの受付体制について (令和3年9月27日付け事務連絡)

: <https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/000836452.pdf>

(※2) LIFE ホームページ: <https://life.mhlw.go.jp/login>

(※3) 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3) (令和3年3月26日)

: <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000760502.pdf>

老発 0309 第 4 号
令和 4 年 3 月 9 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

令和 2 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）

令和 3 年 12 月 24 日に、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「法」という。）に基づく対応状況等に関する令和 2 年度の調査結果を公表したところです。

本調査結果によると、養介護施設従事者等による虐待については、相談・通報件数 2,097 件、虐待判断件数 595 件といずれも昨年度に比べ減少した一方、養護者による虐待については、相談・通報件数 35,774 件、虐待判断件数 17,281 件といずれも過去最多の結果となりました。

高齢者虐待に関する相談・通報窓口の設置、事実確認、適切な措置等については、法により自治体が担うこととなっており、平成 27 年以降、毎年、「「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）」等を発出し、高齢者虐待に対する対応の強化等について周知徹底しているものの、高齢者虐待は、依然として高止まりしている傾向が継続しております。

つきましては、下記に留意の上、高齢者虐待防止に対する体制整備の充実や再発防止に向けた取組の強化等に一層のご尽力をいただくとともに、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）、関係団体等への周知及びこれらを通じた介護施設・事業所等への周知、指導を徹底していただくようお願いします。

【通知の要点】

1 法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた適切な対応等

- ・ 本調査結果の活用による地域の実情に応じた虐待の未然防止、迅速かつ適切な対応、再発防止策の実施及び適切な事実確認
- ・ 都道府県と市町村との連携強化
- ・ 改善指導（勧告等）を受けた介護施設等の再発防止等に向けた改善計画（取組）に対する訪問等によるモニタリング、評価の実施
- ・ 性的指向・性自認（性同一性）を理由とした被虐待高齢者に対する介護施設への入所等の適切な措置

2 高齢者虐待防止に係る体制整備等

- ・ 養介護施設従事者等による虐待防止に係る体制整備
全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務づけられたことを踏まえた虐待防止に向けた確実な体制整備の構築
- ・ 高齢者虐待防止に係る計画策定及び評価（PDCA サイクル）の実施
高齢者虐待防止に係る体制整備の検討及び取組の実施と取組内容の改善、見直しに係る課程（PDCA サイクル）の計画的な実施
- ・ 介護サービス相談員派遣事業等の推進

3 新型コロナウイルスの感染拡大時における高齢者虐待への対応

- ・ 一人暮らし高齢者等に対する地域での見守りや養護者の地域での孤立化防止のための取組の実施
- ・ 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等による訪問や電話等での状況確認及びフォーマル、インフォーマルサービスを含めた代替サービスの可能性の検討

4 財産上の不当取引による高齢者の被害への対応

都道府県における市町村への適切な支援、助言及び注意喚起

5 高齢者権利擁護等推進事業の活用

令和 4 年度より補助対象として追加する介護施設等における虐待防止研修を実施する講師の養成研修、介護施設等における虐待防止検討委員会の運営、研修の実施等に係る指導等のための専門職の派遣及び検証を行うための会議や養護者による虐待につながる可能性がある事例への専門職の派遣等の積極的な活用

1 法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた高齢者虐待への適切な対応等

(1) 高齢者虐待への適切な対応等

本調査結果を踏まえた高齢者虐待の増加要因等についての分析が十分に行われていない都道府県や市町村があり、本調査結果の活用により、高齢者虐待が発生する傾向や特徴、取組状況等を検証・分析し、地域の実情に応じた虐待の未然防止、迅速かつ適切な対応及び再発防止に関する対策を積極的に講じることが重要です。

本調査結果において、事実確認を行っていない事例が多く報告されていますが、法第9条第1項及び第24条において、市町村等は、高齢者虐待に係る通報等を受けたときには、速やかに事実確認等を行うこととされていることから、高齢者虐待が疑われる事例が発生した場合は、高齢者の生命や身体の安全確認及び虐待の有無を判断するために必要な情報を収集するとともに、専門職や警察OB等を積極的に活用し、迅速かつ適切な事実確認及び必要な対応をお願いします。なお、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、十分な感染対策を実施した上で、原則として、高齢者本人への訪問等による安全確認や事実確認等をお願いします。

また、養介護施設従事者等による虐待においては、介護保険法及び老人福祉法上の指導監督権限を有する都道府県と虐待への対応を行う市町村との間で、十分な情報共有、連携を図ることが重要であるとともに、介護施設等への改善指導（勧告等）に対する改善計画及び改善に向けた取組については、適宜、訪問等によるモニタリングを行い再発防止に向けた取組を評価することが不可欠です。

なお、過去に指導等が行われた施設や事業所においては、繰り返し虐待等が発生している傾向があることから、初回の指導等において、虐待等の再発防止に向けた取り組みを徹底していただくようお願いします。

さらに、性的指向・性自認（性同一性）を理由とした虐待を受けた高齢者も含め、老人福祉法に基づく措置入所等が必要な場合には、本人の意思や人格を尊重し、適切な措置が講じられるよう市町村への周知をお願いします。

(2) 高齢者虐待への対応と養護者支援（国マニュアル）

市町村・都道府県における高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止に資することを目的に作成した「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（平成30年3月厚生労働省老健局）」（国マニュアル）は、本調査結果を踏まえた適切な対応方法に加え、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第9号）の施行（令和3年4月1日）及びこれまでの老人保健健康増進等事業の成果等を反映するために、令和4年度に改訂を予定しています。なお、改訂された際には、周知徹底及び積極的な活用をお願いします。

2 高齢者虐待防止に係る体制整備の強化等

(1) 養介護施設従事者等による虐待防止に係る体制整備

令和3年4月1日より、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関

する基準等の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第9号）が施行され、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催すること、②虐待の防止のための指針を整備すること、③虐待の防止のための研修を定期的実施すること、④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くことが義務づけられました。当該規定は、経過措置期間が設けられており、令和6年4月1日から完全施行となることから、それまでの間に介護サービス事業者における虐待防止に対する体制整備が確実に構築されるよう周知、徹底をお願いします。

介護施設等における虐待防止に対する体制を確実に整備していくためには、虐待への対応を中心的に担う養介護施設従事者等に対する研修の実施が重要であることから、都道府県においては、「高齢者権利擁護等推進事業」（権利推進員養成研修）等により、ICT等を活用した研修も含め、積極的に研修を実施していただきますようお願いいたします。

また、小規模な介護施設等においては、虐待防止検討委員会や虐待防止に係る研修を開催する際に、委員や講師等の人材確保等の面で支援が必要な場合においては、地域包括支援センター等による協力をいただけるよう、都道府県、市町村においては必要な調整をお願いします。

なお、令和2年度の老人保健健康増進等事業において、高齢者虐待防止研修プログラムを作成することを目的に実施した「介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究事業」及び、令和3年度の同事業において、介護サービス事業所における虐待防止に対する体制整備の状況を把握することを目的に実施している「介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業」の調査研究結果について、ホームページ（※1）に掲載しますので、これらも活用した上で取組を進めていただきますようお願いいたします。

(2) 高齢者虐待防止に係る計画策定及び評価（PDCA サイクル）の実施

介護保険法第116条第1項の規定に基づき定められる「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に高齢者虐待防止の体制整備に関する事項が追加されたことを踏まえ、令和4年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に関する評価指標として高齢者虐待防止に関する項目を新たに設定しましたので、高齢者虐待防止にかかる体制整備の検討及び取組の実施と取組内容の改善、見直しにかかる課程（PDCA サイクル）を計画的に実施するようお願いいたします。

また、事前に相談・通報がなく、事案の発生を警察による発表や報道等で事後に把握した死亡事案については、特段の対応を行っていない自治体もあることから、可能な限り事実確認を行った上で虐待の有無や緊急性を判断するとともに、事後検証を実施し、再発防止等に向けた取組を検討・実施するよう引き続きお願いします。

なお、令和3年度の老人保健健康増進等事業において、今後の地域における高齢

者虐待防止等の権利擁護を促進するための計画策定や効果的な取組を推進すること等を目的に実施している「高齢者虐待等の権利擁護を促進する地域づくりのための自治体による計画策定と評価に関する調査研究事業」及び、高齢者虐待に対する対応状況や事後検証の方法を検討すること等を目的に実施している「高齢者虐待における死亡・重篤事案等にかかる個別事例検証による虐待の再発防止策への反映についての調査研究事業」の成果物等の調査研究結果をホームページ(※1)に掲載しますので、これらも活用した上で取組を進めていただけますようお願いします。

(3) 介護サービス相談員派遣事業等の推進

介護施設等は、利用者が安心して過ごせる環境である一方、閉鎖的な空間でもあり、身体拘束等の虐待事案が発見・通報されにくい可能性もあることから、施設長を中心とした職員同士の協力、連携はもとより、第三者である外部の目を積極的に導入することが効果的であります。

具体的には、介護保険の地域支援事業（任意事業）である介護サービス相談員派遣等事業（※2）の実施が考えられますが、実施市町村数は3割程度に留まっており、また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅においては、外部サービスを利用しているケースも多く、責任の所在が不明確になる可能性がある上、介護保険法や老人福祉法に基づく指導監督の権限が弱く、近年、死亡・重篤事案が発生している現状があります。

このため、令和2年度に派遣先として、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を追加するとともに、地域医療介護総合確保基金（介護従事者分）において介護サービス相談員に係る研修費用を補助対象とする等の改正を行ったことから、都道府県においては、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅への介護サービス相談員の受入促進に向けた働きかけや介護サービス相談員の積極的な活用及び効果的な実施を引き続きお願いします。

(※1) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html

(※2) 介護サービス相談員派遣等事業

地域で活躍する市民ボランティア（介護サービス相談員）が介護サービスの現場を訪問し、利用者の疑問や不満を汲み取り、介護サービス提供事業者にフィードバックして事業者、利用者、保険者である市町村等との橋渡し役を果たし、利用者の不安解消を図るとともに、サービスの改善に結びつけるもの。

3 新型コロナウイルスの感染拡大時における高齢者虐待への対応

新型コロナウイルス感染拡大の影響による外出自粛や、通所介護、短期入所生活介護等の介護サービスの利用回数の変更等により、高齢者の居宅での生活時間の増加、養護者の生活不安やストレスの増加等、高齢者を取り巻く家庭内での人間関係や養護者の介護疲れ等の要因が影響し、世帯の孤立化や高齢者虐待の発生、深刻化が本調査において把握されました。

このため、市町村においては、以下の事項に留意しつつ、高齢者虐待の防止及び虐待への対応を、関係者とも連携しつつ適切に実施するとともに、都道府県においては、管内の市町村に対し周知徹底を図り、「高齢者権利擁護等推進事業」等も積極的に活用し必要な支援をお願いいたします。

- (1) 高齢者虐待の発生及び深刻化を防止する観点から、虐待防止に関する啓発や、在宅における一人暮らし高齢者等に対する地域での見守りに加え、養護者が地域で孤立化することがないように、高齢者と同居する家族等の状況、適切な介入の必要性等の状況を把握し、必要に応じて適切に見守り等を実施すること。
- (2) 従来利用していた介護サービス等が利用できなくなることや外出自粛等が長期化することにより、高齢者本人や同居する家族等の負担が増加し、高齢者虐待の発生や深刻化するリスクが高まることから、介護サービス等の利用が減少したにも関わらず代替サービスの利用がないことや、介護サービスの利用を増加することが必要であるが困難であること等の状況が把握された場合においては、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等による訪問（※）や電話等での状況確認に加え、フォーマル、インフォーマルサービスを含めた代替サービスの活用の検討をお願いします。
- (3) 市町村等においては、虐待を受けた高齢者の保護や虐待の事実確認等、養護者及び養介護施設従事者による虐待対応に困難が生じる場合は、都道府県や関係団体等と連携、協働することによる適切な対応をお願いします。

（※）訪問については、新型コロナウイルス感染症対策を適切に行った上で実施するよう職員、事業者等に周知徹底していただくほか、電話やメール等による方法を適宜活用して下さい。

4 財産上の不当取引による高齢者の被害への対応

高齢者の財産を狙った不当な住宅改修や物品販売などの財産上の不当取引（※）による高齢者の被害については、法第27条の規定に基づき、市町村において、相談に応じ、消費生活担当部署や関係機関を紹介するなどの対応が図られているところであり、加えて平成27年には、必要に応じて消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）等を有効活用し、関係部署、機関の連携体制の構築に努めるよう都道府県に対し通知を発出し依頼しているところです。

なお、都道府県においては、市町村における財産上の不当取引に係る対応について、改善が必要と認められる場合等には、引き続き適切な支援や助言及び注意喚起をお願いします。

（※）財産上の不当取引

養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的と高齢者を行う取引

5 高齢者権利擁護等推進事業の活用

高齢者権利擁護等推進事業については、令和 3 年度に死亡等重篤事案等の要因分析及び相談・通報から終結までの対応を評価・検証し、再発・未然防止策の検討を行うための会議の設置に関する費用（市町村が同様の会議を設置する場合に都道府県が専門職をアドバイザーとして派遣する事業を含む）を新たに補助対象に追加し、令和 4 年度からは、介護施設等における虐待防止に関する研修を実施する講師の養成研修、介護施設等における虐待防止検討委員会の運営、研修の実施等に係る指導等のための専門職の派遣に関する費用を新たに補助対象に追加する予定であることから、市町村、都道府県における虐待の再発防止・未然防止策として活用していただくようお願いします。

また、虐待につながる可能性があるものの市町村での対応が難しい養護者による虐待に関する事例においては、市町村、介護支援専門員等と連携の下、社会福祉士、弁護士、医師等の専門職を派遣（いわゆるアウトリーチ）した際の費用についても補助対象としていますので併せて活用していただくようお願いします。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、高齢者本人及びその家族が孤立することを防ぐために、本事業の積極的な活用についても併せてお願いします。

(参考)

平成 27 年以降の発出通知

○平成 27 年 2 月 6 日老発 0206 第 2 号厚生労働省老健局長通知

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応の強化について」

○平成 27 年 11 月 13 日老発 1113 第 1 号厚生労働省老健局長通知

「養介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止及び有料老人ホームに対する指導の徹底等について（通知）」

○平成 28 年 2 月 19 日老発 0219 第 1 号厚生労働省老健局長通知

「平成 26 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）」

○平成 29 年 3 月 23 日老発 0323 第 1 号厚生労働省老健局長通知

「平成 27 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）」

○平成 30 年 3 月 28 日老発 0328 第 2 号厚生労働省老健局長通知

「平成 28 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）」

○平成 31 年 4 月 1 日老発 0401 第 9 号厚生労働省老健局長通知

「平成 29 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）」

○令和 2 年 3 月 24 日老発 0324 第 4 号厚生労働省老健局長通知

「平成 30 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）」

○令和 3 年 3 月 11 日老発 0311 第 2 号厚生労働省老健局長通知

「令和元年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）」

～ 認知症について不安や心配のある方、ご相談ください ～

認知症専門医などによる

認知症相談会

無料

こんなことはありませんか？

- もの忘れが増えて来て心配
- 怒りっぽくなった気がする。
- 車の運転で危険を感じるが増えた。
- 色々と億劫になり、元気が出ない。



認知症について正しく理解することにより、早期に発見し、症状の進行を緩やかにするための、適切な治療を受けることができます。

※ かかりつけ内科医がいらっしゃる場合は、まずは、かかりつけ医へのご相談をお勧めしています。

相談日	相談会場 / 相談時間	申し込み先
4月 13日(水)	市役所第二庁舎 1階 地域包括ケア推進課 中部地域包括支援センター 午後 1時から3時 一人 30分程度	中部地域包括支援センター 電話 224-7174
5月 11日(水)		
6月 8日(水)		
7月 6日(水)		
8月 4日(木)		
9月 8日(木)		
6月 15日(水)	篠ノ井交流センター 時間上記同様	中部地域包括支援センター 篠ノ井支所駐在 電話 292-3358
9月 14日(水)		

申し込み

- ❖ 相談は無料です
- ❖ 各日定員は3名で、定員になり次第受付終了となります。
- ❖ 認知症の診断があり定期受診や内服処方されている方は、主治医に相談の上お申し込みください。



対象

認知症が心配な本人または家族など

問い合わせ 長野市役所 地域包括ケア推進課 中部地域包括支援センター
TEL:026-224-7174(直通)